



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 8 9 号 令和 4 年 8 月 2 3 日発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
5 2 4	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 2 5	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
5 2 6	生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
5 2 7	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
5 2 8	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
5 2 9	生活保護法の規定による指定医療機関から休止について届出があった件	同
5 3 0	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
5 3 1	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
5 3 2	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の名称の変更について届出があった件	同
5 3 3	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
5 3 4	生活保護法の規定による指定介護機関から 指定に係る事業所の名称及び所在地の変更 について届出があった件	同
5 3 5	生活保護法の規定による施術機関を指定し た件	同
5 3 6	同	同
5 3 7	生活保護法の規定による指定施術機関から 廃止について届出があった件	同
5 3 8	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
5 3 9	大規模小売店舗立地法の規定により意見を 聴取した件	企業支援課
5 4 0	換地計画を定めた件	農山漁村振興課

徳島県告示第五百二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十二号口に規定する電解施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年八月二十三日から

令和四年九月十三日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
山城公園レディースクリニック	徳島市山城西三丁目二六	医療法人YLC	令和四年三月一日
リハビリテーション大神子病院	同 大原町余慶一―	医療法人道志社	同
阿南いしばし医院	阿南市西路見町元村二八―	医療法人妙泉会	同
ながわ歯科	同 下大野町五反畑二二三	医療法人ながわ歯科	同
加地薬局東吉野店	徳島市東吉野町一丁目三二六	株式会社グランドプ ラス	同 十八日
なかむらクリニック	同 三二八	中村 公哉	同 一日 四月
ささきデンタルクリニック	同 幸町一丁目五三	佐々木 亘	同
谷歯科医院	板野郡松茂町中喜来字牛飼野 西ノ越三二六	谷 慶明	同
エンゼル調剤薬局鳴門店	鳴門市撫養町黒崎字松島六一五	有限会社エンゼル調 剤薬局	同
ア歯科横田クリニック	徳島市富田橋二丁目四	医療法人悠永会	同
宇都宮ひふ科形成外科	同 住吉四丁目二四六	宇都宮 正裕	同 十八日
協立病院	同 八万町寺山二二二	医療法人清和会	同 五月

	タカデンタルクリニック	板野郡北島町高房字八丁野西 三九一八	中西 隆幸	同	一日
訪問看護ステーション ビオラ	徳島市八万町内浜一三〇一ー 森住宅C棟C一ー	ビオラ合同会社	同	同	
ありす調剤薬局鳴門店	鳴門市撫養町立岩字元地二九 一ー一	有限会社add	同	二日	
レディ薬局庄町店	徳島市庄町五丁目六一ー	株式会社レディ薬局	同	九日	
訪問看護ステーション 秋桜	同 金沢二丁目五ー七六	株式会社ライズ	同	十五日	
おおざと薬局坂野店	小松島市坂野町字平田二一 五	株式会社ウイズ・ワイ	同	一日	六月
アイ調剤薬局池田店	三好市池田町シマハ三三二二	株式会社西日本ファーマシー	同	同	
スマイル調剤薬局阿波 店	阿波市阿波町大原七七一	株式会社ソレイユ	同	同	
セントケア訪問看護ス テーション阿南	阿南市津乃峰町東分一〇〇一 七 ベイシャトー一階	セントケア四国株式 会社	同	同	
訪問看護リハビリステ ーションたすき	徳島市末広一丁目五一ー Pino 二〇五号室	合同会社たすき	同	十四日	
訪問看護ステーション ルーム	同 南昭和町三丁目三七 三 SKハイツ二〇二一	株式会社Room	同	二十三日	

徳島県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
つばさ薬局	ウエルシア薬局板野北島町店	板野郡北島町高房字八丁野東八―七	ウエルシア薬局株式会社	令和四年三月一日
医療法人社団 佑健会花みずき歯科	医療法人社団 佑健会徳島小松島KT歯科	小松島市中郷町加藤一二―一	医療法人社団佑健会	同 四月一日
医療法人社団 佑健会花みずき歯科問屋町	医療法人社団 佑健会徳島問屋町KT歯科	徳島市問屋町四八	同	同

徳島県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三十二	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑一三十二	勝浦町	令和四年四月一日
きたじま訪問看護リハビリステーション	徳島市川内町榎瀬七四四十一	板野郡北島町鯛浜字外野三四	医療法人きたじま倚山会	同 五月一日

徳島県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
三愛薬局元町本店	徳島市元町二丁目二	株式会社三愛薬局	令和三年五月三十一日
沢内科胃腸科	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷二二一	医療法人靖仁会	同 十二 月三十一日
岡内胃腸科医院	徳島市通町二丁目五一	岡内 宣三	令和四年二月二十日
リハビリテーション大神子病院	同 大原町大神子一九	医療法人道志社	同 二十八日
山城公園レディースクリニック	同 山城西三丁目二六	國見 幸太郎	同
阿南いしばし医院	阿南市西路見町元村二八一	石橋 直子	同
ながわ歯科	同 下大野町渡り上り六七六一二	医療法人ながわ歯科	同
畑野歯科医院	徳島市南内町一丁目一〇一	畑野 耕造	同 三十一日 三月
谷歯科医院	板野郡松茂町広島字北川向四ノ越二七一二	谷 慶明	同
徳島往診クリニック附属訪問看護ステーション	徳島市沖浜東二丁目一七	医療法人徳島往診クリニック	同
公益社団法人徳島県看護協会訪問看護ステーション半田	美馬郡つるぎ町半田字中藪二三四一	公益社団法人徳島県看護協会	同

ア歯科横田クリニック	徳島市富田橋二丁目四	横田 則人	同
豊崎医院	同 北田宮二丁目七―七二	豊崎 纏	同 四月二十五日
協立病院	同 八万町橋本九二―一	医療法人清和会	同 三十日
トマト調剤薬局池田店	三好市池田町シマ八五二―一	株式会社徳島共和薬品	同
アイ調剤薬局池田店	同 八三三二二	有限会社郡茂薬局	同 五月三十一日
西木戸歯科医院	徳島市元町一丁目二四 アミ コ二階	西木戸 稔	同 六月一日

徳島県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	休 止 年 月 日
トマト調剤薬局池田店	三好市池田町シマ八五十一	株式会社徳島共和 薬品	令和四年四月 一日
杏和医院	吉野川市鴨島町西麻植字麻植 市四〇一六	医療法人杏和医院	同 五月 一日

徳島県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
郡茂薬局	徳島市東新町二丁目六―二	有限会社郡茂薬局	令和四年三月 三十一日

徳島県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人平成博愛会	徳島市勝占町惣田九	介護老人保健施設ケアホーム鷺敷	那賀郡那賀町和食郷字八幡原四四四	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和四年四月一日
医療法人安達歯科	板野郡北島町高房字勝瑞境一三十二	安達歯科	板野郡北島町高房字勝瑞境一三十二	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	同 五月一日

徳島県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	変更年月日
		旧	新		
医療法人社団佑健会	千葉県習志野市実籾五 ―八―六	医療法人社団佑健会花 みずき歯科	医療法人社団佑健会徳 島小松島KT歯科	小松島市中郷町加藤一 二―一	令和四年四月一日
同	同	医療法人社団佑健会花 みずき歯科問屋町	医療法人社団佑健会徳 島問屋町KT歯科	徳島市問屋町四八	同

徳島県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
			旧	新		
特定非営利活動法人大きなエプロン	徳島市南佐古七番町一―二四	訪問介護大きなエプロン	徳島市佐古八番町三一―二四	徳島市南佐古七番町一―二四	訪問介護 介護予防訪問介護	令和四年四月一日
株式会社リハホワイト	徳島市南田宮二丁目一―四七	ケアプランセンタI For You	同 国府町府中五九二―七	同 東吉野町二丁目一六	居宅介護支援	同 五月一日
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町一―一―	セントケア阿南	阿南市富岡町今福寺四八―一―ルミエール阿南二〇二―	阿南市津乃峰町東分一〇〇―七 ベイシヤト一―階	訪問介護 介護予防訪問介護	同
医療法人きたじま倚山会	徳島市東山手町一丁目四一―六	きたじま訪問看護リハビリステーション	徳島市川内町榎瀬七四四―一―	板野郡北島町鯛浜字外野三四	訪問看護 介護予防訪問看護	同
同	同	きたじま指定居宅介護支援事業所	板野郡北島町鯛浜字川久保三〇―一―	同	居宅介護支援	同
同	同	きたじまヘルパー	同	同	訪問介護	同

[illegible]

徳島県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地		変更年月日
		旧	新	旧	新	
株式会社豊結会	阿南市那賀川町小延三九―三	デイサービスセンターForYou国府―	デイサービスセンターForYou	徳島市国府町府中五九二―七	徳島市東吉野町二丁目一六	令和四年五月一日

徳島県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

森下 麻衣	とみ整骨院	○ 阿波市市場町山野上字大西一	令和四年三月一日
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日

徳島県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
安井 龍亮	徳島市鮎喰町一丁目一〇七―一 レオパレス桐ノ水二〇七	令和四年六月一日
海江田 卓弥	同 名東町二丁目二 ベルジュA二〇三	同

徳島県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

勝間 史郎	施術者の氏名	勝間接骨院	施術所の名称	徳島市国府町観音寺二二三	施術所の所在地	令和四年五月三十一日	廃止年月日
---------	--------	-------	--------	--------------	---------	------------	-------

徳島県告示第五百三十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑一三番地二	令和七年三月三十一日
阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	同 四月三十日
協立病院	徳島市八万町寺山一三番地二	同
小松島金磯病院	小松島市金磯町一。番一九号	令和七年七月三十一日

徳島県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）キヨーエイ北沖洲店

徳島市北沖洲一丁目六一―一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和四年徳島県告示第百四十六号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講ずること。

適切な出入口を配置するとともに、必要に応じて交通整理員による交通整理を行うこと。

駐車場の用に供する部分については、駐車場法等の基準によること。

関係者と協議の上、徳島市との市道に係る契約関係を履行すること。

市道を破損し、又は汚損した場合は、その都度修理し直ちに原形復旧すること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物については可燃ごみ及び資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 防災・防犯対策への協力

大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力の向上について協力願いたい。

5 騒音の発生に係る事項

施設運営時における騒音の低減に努めること。

周辺住民と騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

6 廃棄物に係る事項等

産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別すること。

分別した廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

7 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和四年八月二十三日から同年九月二十三日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり公告し、換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地 区 名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
長生西部地区	令和四年八月三十日から 令和四年九月二十九日まで	阿南市役所